

答弁書第一三二号

内閣参質一七六第一三二号

平成二十二年十二月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員草川昭三君提出菅内閣の内閣官房報償費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員草川昭三君提出菅内閣の内閣官房報償費に関する質問に対する答弁書

一について

菅内閣としては、鳩山前内閣に引き続き、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、責任を持ってこれを執行し、その用途等を検証しているところであり、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策については、その中で検討することとしている。仙谷由人内閣官房長官としては、菅内閣における内閣官房報償費の取扱責任者としてその用途等を検証するためには、一年位の時間が必要であるとの認識である。

また、同内閣官房長官に確認したところ、内閣官房長官就任直後に、平野博文前内閣官房長官から、内閣官房報償費の趣旨、性格、事務手続等について引継ぎを受けたとのことであるが、これ以上の詳細については、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたい。

二、三及び五について

お尋ねについては、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたい。

四及び六について

お尋ねの「記録」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房報償費取扱要領に基づく支払関係書類については保存している。

七及び八について

仙谷由人内閣官房長官は、「内閣官房報償費の取扱いに関する基本方針」（平成十四年四月一日内閣官房長官決定）に基づき、本年六月十七日に、「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」及び「内閣官房報償費取扱要領」を定めている。当該基本的な方針の内容は、平成二十二年度において責任を持って内閣官房報償費を執行し、その用途等を検証する中で、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策について検討すると定めている点以外は、福田康夫元内閣官房長官が定めた「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」の内容と基本的に同様である。

九及び十について

お尋ねについては、内閣官房報償費の透明性の確保を図る方策について検討する中で検討することとしたい。